

## 乳がん検診実施要領

# 乳がん検診実施要領

## 第1 目的

乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。乳がん検診を、検診車による集団検診と、医療機関における個別検診を積極的に実施することにより、乳がんの死亡率減少を目的とする。

## 第2 対象者および受診間隔

- (1) 乳がん検診の対象者は、原則として、当該市町に住所を有する40才以上の女性とし、当該市町が発行した「乳がん検診受診券」を持参するなど市町が認める者に限る。
- (2) 検診回数は、原則として同一人について2年に1回とする。
- (3) 対象者のうち、下記の者は除く
  - ・対象疾患で治療中の者
  - ・妊娠中(妊娠疑い)、授乳中の者
  - ・自覚症状のある者
  - ・心臓ペースメーカー装着者
  - ・豊胸手術を受けた者

## 第3 検診の方法

### 1 検診の項目

検診項目は、問診、乳房エックス線検査（以下「マンモグラフィ」という）とする。視触診のみの検診は推奨されていないので、実施する場合は必ずマンモグラフィと併用して実施することとする。個別検診において、受診者本人が希望する場合、登録医療機関担当医師が必要と判断する場合は併用検診を実施することとする。ただし、その場合も検診料金は付加されない。

### 2 問診

所定の「乳がん検診票」(以下「検診票」という)を用いて行う。

特に、乳房の異常や自覚症状がないかを注意深く質問する

### 2 マンモグラフィ検査

【撮影に関すること】

- (1) 両側乳房について、内外斜位(MLO)方向撮影を行う。

- (2) 40 歳以上 50 歳未満の対象者においては、(1) における撮影とともに、頭尾(CC) 方向も併せて行う。
- (3) 乳房撮影は日本乳がん検診精度管理中央機構(以下「精中機構」という)が開催する乳房エックス線検査に関する講習会またはこれに準ずる講習会を修了し、試験評価 A、B の診療放射線技師が行うことを原則とする。

#### 【読影に関すること】

- (1) 適切な読影環境の下において読影医 2 名によるダブルチェックとする。
- (2) 読影医は、精中機構が開催する講習会またはこれに準ずる講習会を修了し、試験評価 B 以上の医師により行い、うち 1 名は試験評価 A が望ましい。
- (3) 検診終了後、「マンモグラム所見票」の所見欄及び判定欄にチェックを行い、担当医師名を記載する。  
なお、読影は撮影日から 3 週間以内にダブルチェックを終了することとする。

#### \* 視触診検査・セルフチェック

視診：乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。

触診：乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

セルフチェック：日常の健康管理の一環として、自分の乳房に関心を持つこと、しこりに触れた場合の速やかな医療機関への受診など、セルフチェックについて啓発普及を図る

## 第 4 検診結果の通知および事後管理

### 1 検診結果の通知

- (1) 検診の結果については、集団・個別ともに精密検査の必要性の有無を附し、受診者に遅くとも 1 か月以内に福井県健康管理協会(以下協会という)から通知する。  
協会は「要精者」に対し、結果通知に一次検診所見を同封し、それらを持参して精検登録機関にて精密検査を必ず受けるよう指導するものとする。
- (2) 協会は、集団検診においては検診日ごと、個別検診においては市町ごとに「乳がん検診結果台帳」(以下「台帳」)を 1 か月に一度作成し、受診券とともに市町へ検診結果を通知するものとする。
- (3) その他、結果通知様式の変更などについては、精度管理委員会各部会で検討し都度対応する。

## 2 事後管理

- (1) 検診実施機関は、画像、問診票および検診結果を必ず6年間保存し、精度管理上求めに応じて提出するものとする。
- (2) 協会は、市町や医療機関と連携し、要精検者の精密検査の受診状況を把握し、3か月ごとに市町へ未受診者調査および受診勧奨を依頼するなど精検受診率の向上に努める。

## 3 精密検査結果の報告

- (1) 乳がんの精密検査を行った場合は、「乳がん精密検査結果報告書」（以下「精検結果報告書」という。）を協会へ提出する。  
また、その精密検査の結果、乳がんと診断し治療したときは、精検報告書に加えて、「乳がん症例報告書」を協会からの依頼に応じ提出する。
- (2) 協会は、精密検査実施医療機関から送付のあった精密検査の結果を管理し、検診実施の3ヶ月後に1ヶ月ごとに取りまとめ市町に通知する。

## 4 検診実施医療機関の留意事項

- (1) 検診は対策型検診の実施項目の範囲のみとする。
- (2) がん検診結果はダブルチェック終了後、第4の1により行う。  
個別検診実施機関はその旨説明し、当日の結果説明は行わない。  
悪性を強く疑う場合のみ、受診者が不利益にならないように精密検査を実施することができる。その場合は必ず協会にその旨を報告する。  
また、ダブルチェックを他機関に依頼する場合も、読影期間は原則1週間とし読影後は速やかに検診票、受診券を協会へ届ける。